**一般社団法人北海道建築士事務所協会広告掲載事務細則**

（細則の目的）

1. この細則は、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「協会」という。）広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）第４条の規定に基づき、広告掲載事務の手続等について定める。

（広告の規格）

1. 広告の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

１　バナー広告

　　大きさ　縦６５ﾋﾟｸｾﾙ　横２３５ﾋﾟｸｾﾙ

　　形　式　JPEG　PNG　GIF（アニメーション可）

　　容　量　５０KB

２　印刷広告

　　大きさ　Ａ４縦（全面：縦255ｍｍ×横180ｍｍ）

　　　　　　Ａ４縦（全面×二分の一：縦125ｍｍ×横180ｍｍ）　　※１頁を上下に分割したもの

　　形　式　ＰＤＦ　ＷＯＲＤ

（広告の掲載位置及び枠数等）

第３条　広告を掲載する位置及び枠数等は、次のとおりとする。

１　バナー広告

　　掲載位置　当協会ホームページのトップページ

掲載枠　３バナー（但し、応募状況に応じて変更する。）

２　印刷広告

　　掲載印刷物　hiroba（ひろば）その他記念誌等

　　掲載枠　印刷物作成時において決定する

（バナー広告の掲載期間）

第４条　バナー広告の掲載期間は、１カ月単位とし、年度で最大１２カ月とする。

（広告の募集）

第５条　広告主の募集は、文書及びウェブサイトで行うこととする。

（広告の申込について）

第６条　広告主は、広告掲載申込書（第１号様式）により、郵送、ファックス又は電子メールで協会に申し込むこととする。なお、バナー広告で掲載期間が年度をまたぐ場合は、各年度の申込とする。

（広告掲載の決定）

第７条　前条の申込があった場合、協会は、要領第３条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果及び掲載条件等に書面（第２号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料）

第８条　広告掲載料は次のとおりとする。

１　バナー広告

　　正会員・賛助会員　５千円（消費税別）/月

　その他　　　　　　１万円（消費税別）/月

２　印刷広告

　　正会員・賛助会員　Ａ４縦（全面）　１万円

　　　　　　　　　　　Ａ４縦（全面×二分の一）　５千円

　　その他　　　　　　Ａ４縦（全面）　１万５千円

　　　　　　　　　　　Ａ４縦（全面×二分の一）　７千円

（広告原稿の作成）

第９条　広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、協会が指定した日までに郵送又は電子メールで提出するものとする。

附則

この細則は、平成２９年９月２７日から施行する。

第１号様式

平成　　　年　　　月　　　日

一般社団法人北海道建築士事務所協会広告掲載申込書

一般社団法人北海道建築士事務所協会会長　様

　広告の掲載について次のとおり申し込みます。なお、申込みに当たっては、一般社団法人北海道建築士事務所協会広告掲載取扱要領及び広告掲載事務細則の内容を遵守します。

1. 広告掲載申込者

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 連絡先 | ＴＥＬ　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ  Ｅ－ｍａｉｌ |
| 担当者 |  |
| 業　種 |  |
| 申込者種別  （該当に〇） | １．正会員・賛助会員　　　　　　　２．その他 |

２．掲載を希望する広告等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 掲載を希望する広告  （該当に〇） | ・バナー広告 | ・印刷広告 |
| 広告の規格等 | （広告掲載料　　　　　　　） | （広告掲載料　　　　　　　） |
| 広告の掲載期間 |  |  |

※掲載する原稿があれば添付してください。

第２号様式

広告掲載決定通知

平成　　年　　月　　日

会社名　　　　　　　　　　　　　　　御中

|  |
| --- |
|  |

一般社団法人北海道建築士事務所協会会長

　平成　　年　　月　　日で申し込みのありました広告掲載希望については、以下のとおり決定します。

１　決定内容

・掲載する　　　　　　　・掲載しない

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　掲載内容

３　掲載料金

４　その他（広告掲載条件等）